

当グループの調剤基本料、薬剤服用歴の活用及び各種体制に応じた加算について

当グループ薬局の調剤基本料については下記のとおりです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。この薬剤服用歴と患者様、ご家族の方からの服用に関する情報に基づき、処方されている薬が適切であるかの判断に対する点数(調剤管理料)と使用されている薬の管理に対する点数(服薬管理指導料)を算定しております。お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについてお聞きしたいことがあればお気軽にご質問ください。また後発品医薬品を積極的に使用するよう推進しており、地域に貢献する薬局として国の設ける基準を満たしている店舗では後発医薬品調剤体制加算と地域支援体制加算を算定しております。また地域の円滑な医薬品供給を行うために医療機関への情報提供(医薬品供給状況、自局の在庫状況)を行い処方内容の調整を行うとともに、地域薬局間において医薬品の備蓄状況の共有と医薬品融通を行っております。上記の加算に加え災害、感染症に対応できる体制及び医療DXの推進の取り組みを行っているため連携強化加算、医療DX推進体制整備加算を算定しております。

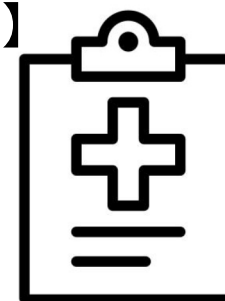


調剤基本料 1	・・・・・・・・	45点	【全店】
後発医薬品調剤体制加算1	・・・・	21点	【市民 鳴門 海部】
後発医薬品調剤体制加算2	・・・・	28点	【大坪】
後発医薬品調剤体制加算3	・・・・	30点	【佐古東 橘】
※後発医薬品調剤体制加算については使用量に応じて反動することがあります			
地域支援体制加算1・2	・・・・	32点・40点	【佐古東・大坪・海部】
連携強化加算	・・・・	5点	【本店除く】
医療DX推進体制整備加算	・・・・	6点・8点・10点	【店舗状況で変動】

当グループ薬局では明細書の発行を行っております

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。



地域支援体制加算1または2を算定する店舗では以下の体制を整えています

- ・1200品目以上の医薬品の備蓄
- ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者の免許
- ・集中率85%の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
- ・当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・休日・夜間を含む薬局における調剤・相談応需の体制及び近隣の薬局との連携体制
- ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上）
- ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）
- ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・要指導医薬品・一般用医薬品（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・健康相談の取り組み
- ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止